

南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託」の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式の採用の具体的な理由とその導入効果

本業務は、ふるさと応援寄附に関するPRや返礼品協力事業者の支援等の実施を通して、本市の認知度の向上、ふるさと応援寄附対応体制の整備等を図ることにより、ふるさと応援寄附に関する寄附額及び寄附件数の増加、持続可能な地域活性化体制の構築等を図ることを目的とするものであるが、手法によって内容と成果が大きく異なるため、単に価格の優劣のみで事業者を選定することに適さない。

このことから、本業務を委託する事業者の選定には、「企画提案方式（プロポーザル方式）」を採用し、ふるさと応援寄附に関するPRや返礼品協力事業者の支援等に知見を有する事業者から広く提案を募集することで、企画面と価格面でバランスの取れた優れた提案を採用することとする。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託

(2) 提案内容

別紙「南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託提案仕様書」（以下、「提案仕様書」という。）のとおり。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、本業務に係る業者選定委員会において最優秀提案者を選定する。

(4) 想定業務規模

以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に付随する業務も含め、金額を積算すること。

ア 寄附金額：300,000,000円

イ 寄附件数：15,000件

(5) 委託料の見積限度額

寄附金額の7%（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該委託料には、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

(6) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※契約締結日は令和6年11月を想定しているが、当該契約締結日から令和7年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

(7) 留意事項

本プロポーザルに係わる来年度以降の委託料に関する予算は、令和6年9月議会において債務負担行為として計上していることから、本プロポーザルは当該議会において予算が承認された場合にのみ実施することとする。

(8) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和6年9月4日（水）
質問書の提出期限	令和6年9月13日（金）正午
質問書に対する回答期限	令和6年9月18日（水） 午後5時まで ※質問は受領次第、随時回答する。 ※回答はホームページへの公開という形式で行い、質問者への直接の回答は行わない。
参加表明書等の提出期限	令和6年9月20日（金）正午
入札参加資格の申請 （※名簿未登録の者のみ）	参加表明書等の提出期間に同じ ※詳しくは「14 入札参加資格受付に関する事項」参照のこと
参加資格審査結果通知	令和6年9月20日（金）正午以降、速やかに通知
提案書等の提出期限	令和6年10月4日（金）正午 ※応募者多数の場合は、書類審査を実施する
プレゼンテーションの実施	令和6年10月10日（木）
企画提案者への審査結果通知	入札審査会での承認後、速やかに通知
契約締結	令和6年10月中旬
業務開始に向けた準備期間	令和7年3月31日まで
業務の開始	令和7年4月1日

4 参加資格

(1) 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 令和5・6年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名の停止を受けていない者であること。

イ アの名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加表明書の受付期限までに受理を受けた者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年南相馬市訓令第30号）に定める指名回避措置要件に該当していないこと。

キ 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出の時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。

ク 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

ケ 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(2) 参加資格の喪失

提案書等を提出した者が次のいずれかに該当する場合には、審査に参加することはできない。

ア (1)の参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 提案書等に虚偽の記載をしたとき。

ウ 提出期限内に提案書等が提出されなかったとき。

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

オ ア～エに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等のあったとき。

5 参加表明書等の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領に基づき、次のとおり関係書類を各1部提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書及び誓約書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）及び会社概要パンフレット

※パンフレット等がない場合は不要

ウ 参加資格確認書（様式 3）

エ 南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

オ 法人の登記事項証明書

※商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写し可）。書類提出日の 3 カ月以内に発行されたものに限る。

カ 法人に市町村税に未納（納付期限が到来していないものを除く）がないことを証明する書類（写し可）

※書類提出日の 3 カ月以内に発行されたものに限る。ただし、操業開始後、まだ決算を迎えていない事業者については提出不要。

キ 法人に消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く）がないことを証明する書類（写し可）

※納税地を所管する税務署が発行したもの。書類提出日の 3 カ月以内に発行されたものに限る。ただし、操業開始後、まだ決算を迎えていない事業者については提出不要。

(2) 提出方法

持参、郵便もしくは宅配便により提出すること（FAX による提出は不可とする）。また、電子メール等でデータの提出も行うこと。

※郵送の場合は書留またはレターパック等送付状況が確認できるものを利用すること。

(3) 提出期限

3（8）の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに持参すること。郵便もしくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

(4) 提出先

「12 事務局」のとおり。

(5) 参加資格要件の確認

4（1）に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を電子メールで通知する。

ア 参加資格を有すると認めたものにあたっては、参加資格がある旨

イ 参加資格を有しないと認めたものにあたっては、参加資格がない旨及びその理由

6 提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 業務実績書（様式 4）

正本 1 部提出すること。

イ 配置予定者調書（様式 5）

本提案業務において、配置を予定している業務責任者と担当者について記載し、提出すること。様式を正本1部提出すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

（ア）A4判片面で30ページ以内とし、文字サイズ11ポイント以上とすること。

必要に応じてA3も認めるが、その際は2ページとカウントすること。なお、表紙及び目次はページ数には含めない。

（イ）正1部、副9部とすること。正は製本し、提案者名を記載すること。副本は製本不要で複写可とする。

エ 見積書（様式6）及び積算内訳書（任意様式）

（ア）正本1部を提出すること。

（イ）積算内訳書は、A4判で様式は自由であるが、一括値引きは認めない。

（ウ）積算内訳はできる限り詳細に項目を設定し、記載すること。

(2) 提出方法

持参、郵便もしくは宅配便により提出すること（FAXによる提出は不可とする）。

※郵送の場合は書留またはレターパック等送付状況が確認できるものを利用すること。

提出期限

3（8）の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に持参すること。郵便もしくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

提出期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 提出先

「12 事務局」のとおり

(4) その他

企画提案書の電子データも提出すること。提出方法は問わず、(3)の提出期限までに提出すること。

7 質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

ア 提出様式

質疑書（様式7）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。また、電子メールの件名は「【事業者名】南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託に関する質疑」とすること。電子メール送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。

ウ 提出期限

3（8）の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。

エ 提出先

「12 事務局」のとおり。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答方法

質疑に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とし、本要領及び提案仕様書等の追加または修正とみなす。

イ 回答期限

3（8）の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。

8 審査について

(1) 審査方法

ア 審査は、「南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。

イ 委員会は非公開とする。

ウ 提出された見積額が見積限度額を超えている場合や提出期限内に企画提案書等が提出されていない場合等には、その提案者は審査から除外する。

エ 企画提案書等提出者が6者以上の場合は、企画提案書及び見積書その他の提出書類について書類審査を実施し、5者に絞り込む。書類審査結果はメールで通知し、併せてプレゼンテーション参加者にはプレゼンテーション時間等詳細を通知する。

(2) 評価の視点及び配点

評価の視点及び配点は別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 最優秀提案者の決定

ア 評価点の合計が最も高いものを最優秀提案者とし、次に高いものを次点優秀提案者とする。

イ 最高評価点の企画提案者が複数であった場合は、「委員会」の決定により、最優秀提案者を決定する。

ウ 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合でも審査を実施する。評価点の合計が150点に満たない場合は、最優秀提案者となることができない。

エ 審査結果に対する異議等には一切応じない。

(4) 審査結果

ア 通知方法

プレゼンテーション実施の提案者に、電子メールで通知する。

イ 通知時期

プレゼンテーション実施後に開催される入札審査会での承認後速やかに通知する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和6年10月10日（木）（時間や場所等の詳細については、後日通知。）

(2) 実施場所

南相馬市役所

(3) 出席者

3名以内（業務責任者は必ず出席すること。）

(4) 実施内容

ア 1提案者につき40分以内（プレゼンテーションを30分、質疑応答を10分）とする。

イ プレゼンテーションは、提出された提案書等に沿って、わかりやすく簡潔に説明すること。

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書等とし、追加資料の配布は不可とする。

エ プレゼンテーション実施後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。

オ 本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。なお、プロジェクター接続は、HDMI もしくはタイプC 接続となる。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を南相馬市に請求できない。

11 受託者決定後の契約の概要

(1) 業務名

南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託

(2) 業務内容

契約締結用の仕様書は、提案仕様書、提案書を基に、協議の上決定する。なお、契約の締結の際に、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、最優秀提案者とは契約締結しない場合がある。この場合、次点優秀提案者との契約協議を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4) 契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約により契約を締結する。ただし、選定された事業者が「4参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

12 事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

南相馬市総務部秘書課秘書係 ふるさと応援寄附担当

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27

TEL：0244-24-5234

E-mail：furusato-tax@city.minamisoma.lg.jp

1 3 その他

- (1) 提案事業者は、1 者につき 1 つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、南相馬市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容が無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類等は原則として公開しない。ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、契約候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

1 4 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を以下の（５）の担当課まで郵送してください。

「申請書」及び「申請の手引き」については、南相馬市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請受付期間

令和 6 年 9 月 4 日（水）から令和 6 年 9 月 2 0 日（金）まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。ただし最終日は正午まで）

(4) 申請に関する留意点

申請の際は、「南相馬市ふるさと応援寄附推進業務委託公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を記載してください。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎3階）
電話：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214